○内閣府厚生労働省令第八号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第八号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の十四中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十五中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○内閣国土交通省令第六号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）及び不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百三十九号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項第四号及び第五号、第五条第一項第九号、第八条第一項、第九条第一項、第十条、第十一条第一項、第十二条（同法第四十条の二第五項において読み替えて適用する場合を含む。）、第十三条（同法第四十条の二第五項において読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十七条第一項及び第二項、第十八条第三項、第二十一条の二、第二十四条第一項、第二十五条第一項第八号、第二十六条の二ただし書、第二十七条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十八条、第四十条の二第二項、第三項第三号、第四項及び第七項、第四十六条第四項、第五十条並びに第五十一条並びに不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第五条第一項第九号及び第二項並びに第十条第四項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条の見出し中「第一条第五号」を「第一条第二号」に改め、同条中「令第一条第五号」を「不動産特定共同事業法施行令（以下「令」という。）第一条第二号」に改め、同条を第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特例投資家の範囲）

第二条　不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第六項第四号の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　不動産特定共同事業者

二　認可宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者をいう。）

三　不動産に対する投資に係る投資判断に関し助言を行うのに十分な知識及び能力を有するものとして国土交通大臣の登録を受けている者（次号及び第八条第二項第十五号リにおいて「不動産投資顧問業者」という。）

四　特例事業者との間で当該特例事業者に対して不動産を売買若しくは交換により譲渡する契約又は賃貸する契約を締結している者であって、かつ、不動産特定共同事業契約の締結に関し、不動産投資顧問業者との間で不動産の価値の分析若しくは当該分析に基づく投資判断に関し助言を受けること又は投資判断の全部若しくは一部を一任することを内容とする契約を締結している者

五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家（同法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び同法第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者

法第二条第六項第四号の主務省令で定める金額は、五億円とする。